

まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取組ができるよう、都市計画法、建築基準法等における権限を都市自治体に移譲すること。
2. 地域の実情に応じた土地利用等
 - (1) 農地転用許可及び農業振興地域の指定・変更等については、都市自治体に権限を移譲するとともに、地域の実情を踏まえ弾力的に運用すること。
 - (2) 地域の実情に応じたまちづくりを計画的に実施することができるよう、都市再生整備計画事業等については、十分な財源を確保するとともに、弾力的に運用すること。

また、都市・地域再生緊急促進事業について、平成 27 年度以降も継続するとともに、制度を拡充すること。
 - (3) 都市の防災機能を高めるため、防災集団移転促進事業等については、弾力的に運用すること。
3. 街路事業の促進
 - (1) 都市計画道路及び幹線街路等の整備を着実に推進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、地域特性を考慮した財政措置を講じること。
 - (2) 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業については、地域の実情を踏まえ、財政支援措置を講じるとともに、採択基準を緩和すること。
4. コンパクトシティの形成等、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策については、適切な財政措置を講じること。

また、中心市街地活性化基本計画の認定地域への確実な支援を行うとともに、地域商業の活性化に資する取組に対し支援措置を講じること。
5. 人口減、巨大災害の切迫等、国土を取り巻く状況の変化を見据え、国土形成計画を

見直すとともに、その際、本社機能等の地方への移転促進に向けた検討を行うこと。

6. 不適切な残土処分行為を規制するため、実効性のある法的整備を図ること。

また、山砂利等の採取跡地の修復整備及び環境改善を図るため、自治体が良質な建設発生土を確保できるよう、適切な措置を講じること。

7. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理について、財政措置を講じること。

8. 東日本大震災関係

(1) 防災集団移転促進事業における全ての土地の買取りや土地購入後の活用等について、弾力的に運用するとともに、必要な財政措置を講じること。

(2) 組合施行の土地区画整理事業について、地価下落分や土地取引の減少分に対応した補助制度の創設など、事業の早期完了に向けた財政措置を講じること。